

目次

序章 相続における 生命保険の特質

1 相続対策の切り札は「生命保険」……………04

コラム 相続放棄は対象となる親族全員で
行うことが必要!

第1章 納税資金対策としての 生命保険活用

1 生命保険金の非課税金額を活用した 納税資金対策……………10

コラム 生命保険に関係する条文番号や
判例日付は要チェック!

2 税負担軽減対策としての非課税金額活用……………12

3 一般家庭における非課税金額の活用例……………13

4 「相続財産完全防衛」のための生命保険活用……………14

5 相続税対策は二次相続まで考えた 対策が必要……………15

6 納税資金対策の観点から受取人を 見直す必要性……………17

7 契約形態に見る課税の比較……………18

コラム 相続開始前7年(3年)以内の保険料贈与は
「持ち戻し」に注意

8 「連帯納付義務」に対する生命保険活用……………20

第2章 遺産分割・遺留分対策 としての生命保険活用

1 遺留分の減殺請求から遺留分の侵害額請求へ……………22

2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用……………23

コラム 2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に

3 生命保険金で遺留分侵害額を手当てする……………25

4 生命保険を活用した遺留分侵害額の準備……………26

5 寄与分対策として生命保険金で報いる……………27

第3章 民法(相続法)等の改正に おける生命保険活用

1 配偶者の居住権の創設……………30

2 遺産分割関係と遺言制度における見直し……………31

3 遺留分制度の見直し……………32

4 相続人以外の親族の貢献が認められる……………33

第4章 贈与を使った 生命保険活用

1 相続対策として注目される「贈与」……………36

コラム 塵も積もれば山となる

2 贈与の基本……………39

3 保険料を贈与する際の留意点……………40

コラム 確定日付の有効性

4 保険料贈与の有無と契約形態による課税比較……………42

5 暦年贈与① 財産減らしと納税資金・ 遺産分割資金の確保……………43

6 暦年贈与② 世代飛び越し贈与による 税負担軽減と財産移転……………48

7 相続時精算課税制度の活用が 有利になる状況……………49

8 贈与によって取得したとみなされる保険金……………52

コラム 成人年齢引き下げに伴う改正

第5章 経営者における 生命保険活用

1 経営者の万一に備えて事業継続資金を確保……………56

2 経営者が会社に貸し付けている不動産の問題……………58

3 経営者から会社への貸付金も相続財産……………60

コラム 会社への貸付金の解消には他にも方法が…

4 会社の借入金の連帯保証債務から遺族を守る……………62

コラム コロナにより信用保証協会融資を
受けている企業は対策を!

- 5 死亡退職金・弔慰金は相続対策の切り札…64
- 6 役員退職金の一部として生命保険を現物支給…66
- 7 役員退職金を生命保険で準備するメリット…67
- 8 役員給与を引き下げて退職金準備に充てる…68
- 9 相続・事業承継対策に自社株買取りを活用…69
- 10 自社株買取りのための会社の要件…70
- 11 後継者の納税資金確保のための自社株買取り…71
- 12 後継者以外からの自社株買取りで円滑な事業承継…72

第6章 特例納税猶予制度利用時における生命保険活用

- 1 特例納税猶予制度の概要…74

相続税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～②

- 2 先代経営者の相続発生による遺留分侵害リスク対策…77
- 3 相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策…78

贈与税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～④

- 4 贈与後の先代経営者の資金リスク対策…79
- 5 贈与税の特例納税猶予の取消しリスク対策…80
- 6 先代経営者死亡によるみなし相続税の課税リスク対策…82
- 7 先代経営者死亡による遺留分侵害リスク対策…84
- 8 特例納税猶予利用による後継者以外の相続人の税負担リスク対策…86
- 9 先代経営者より先に後継者が死亡した場合のリスク対策…88

- 10 特例納税猶予制度を安心して使うために…90

第7章 医療法人の理事長における生命保険活用

- 1 経過措置型医療法人の理事長が抱える問題点…92
- 2 医療法人のタイプに応じた生命保険提案…95

第8章 よくある相続トラブルと生命保険活用

- 1 高齢同士の再婚は遺産分割でもめやすい…102
- 2 逆順位の死亡で「こんなはずじゃなかった!」…103
- 3 債務は当然に分割され、遺産分割の対象外…104
- 4 まとめ…105

資料編

- 相続税計算の手順…108
- 相続税計算の具体例…108
- 相続税額早見表の見方…109
- 相続税額早見表…110
- 贈与税額早見表…115
- 相続財産完全防衛額早見表[概算]…116

凡例

- 本書の内容は、2025(令和7)年6月1日現在の法令(税制)・制度に基づいています。
- 法人契約、医療法人契約の経理処理等の取扱いについては、制度改正等によって変更される可能性があります。
- 個別の契約の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。
- 本書内の記述で「相続人」は「推定相続人」、「被相続人」は「被相続人と想定される人」のことを省略して表記しています。
- 第6章に出てくる「先代経営者」は、現経営者が事業承継を行ってこの後に先代経営者となるケースも含まれています。
- 契約形態における契約者は、特段の記載がない限り保険料負担者です。
- 本書内の税金に関わる計算では、原則、復興特別所得税は考慮していません。
- 相続税計算では、特にことわりがない限り法定相続分どおりに分割されたことを前提に計算しています。計算において小規模宅地等の特例は考慮していません。妻の相続税計算において配偶者の税額軽減は原則、法定相続分まで適用しています。金額表示は原則、万円単位の概算値です。
- 所得税が課税される場合、一般的には併せて住民税が課税されますが、煩雑となるため本書の記述では原則省略しています。また、所得税(一時所得)の計算においては、他に一時所得はないものと仮定して計算しています。

④納税・遺産分割の両方の資金を捻出できる

生命保険の最大の特長は、相続税の納税資金や遺産分割資金を「捻出」できるという点です。この場合の「捻出」というのは、今ある財産の外から新たに生命保険金という現金を持ってくるということです。

例えば、相続財産の大部分が自社株や不動産などの分割しにくい財産だったとします。

①申告期限までに納税資金を確保しなければならないときには、現金を借りるか財産を処分して現金化することになります。もし、納税資金に見合う生命保険に被相続人が加入していれば、納税のことは心配する必要がありません。

②「自社株や事業用の不動産を後継者である長男に…」というように、特定の財産を特定の相続人に遺言を使って渡すと、ほかの相続人に渡す財産がほとんどなくなる場合も考えられます。これでは他の相続人の相続分どころか遺留分までも侵害することになり、遺産分割の際にトラブルを引き起こす恐れが大きくなります。

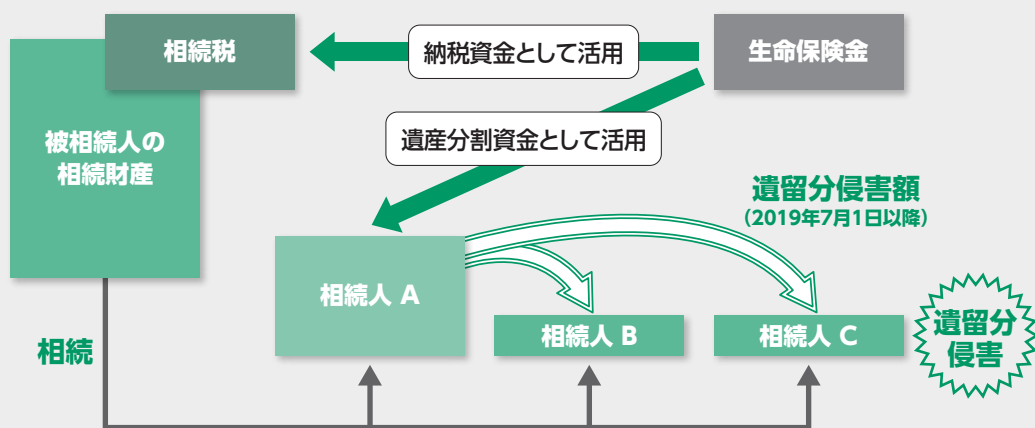
生命保険を使えば、本来もらえるはずの相続財産をもらうことができない人に、相続財産の代わりに生命保険金＝現金を渡すことができます。

このように、相続財産の範囲内だけでいくら納税や分割を考えても、それこそ「ない袖は振れない」わけで根本的な解決にはなりません。生命保険金は、今ある財産とは別の財産（それも現金）を新たに作り出すことができます。そのため「相続に強い」商品であるのです。

これまでは遺留分を侵害された相続人は遺留分減殺請求によって侵害された財産を取り戻していましたが、民法（相続法）改正により、2019年7月1日からは侵害された分を直接、金銭で請求することができるようになりました。

納税資金・遺産分割資金の両方を捻出できるのは生命保険の特長

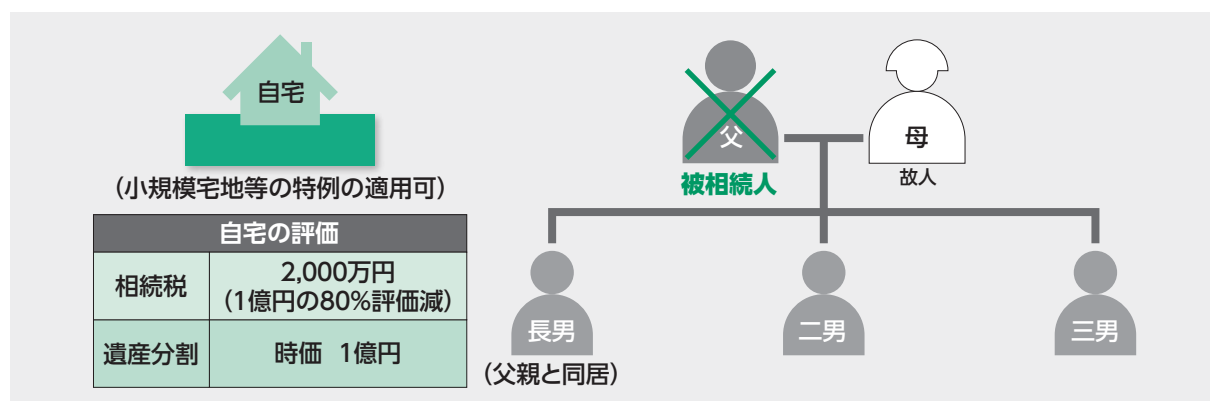
相続財産の中だけで「納税」や「遺産分割」を考えても、解決にならない！
解決策として生命保険がすぐれている点は、相続財産の外から現金（生命保険金）を持ってこられること！



2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用

遺産分割でもめる理由は「時価」で行うため

よくある相続の例として——相続人は兄弟3人のみ。被相続人である父親が住んでいる自宅には長男が同居しており、自宅は長男が継ぐことになっています。自宅以外に財産といえるものはありません。他の相続人(二男、三男)に渡す財産が何もないならば、遺産分割にご注意ください。相続税はかからなくても遺産分割でもめるケースは結構あります。注意すべきは、遺産分割は「時価」で行うということ。上記の例でいうと、長男が自宅を単独で相続したいならば、二男と三男に対し、自宅の時価に法定相続割合をかけ合わせた額を、代償金として支払う等の対応が必要です。



〈宅地の評価例〉

相続税評価額…2,000万円	$1\text{億円} \times (1 - 0.8) = 2,000\text{万円}$ 小規模宅地等の特例を適用(80%評価減)
遺産分割の評価……1億円	時価

上記の例のように相続税はかからないが(小規模宅地等の特例により遺産にかかる基礎控除額以下の財産評価となるため)、相続発生後に遺産分割でもめて、小規模宅地等の特例を使った申告ができなくなることも考えられます。

コラム

2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に

遺留分とは、民法で定められた相続人の権利のことです。遺留分相当額は法定相続分相当額の2分の1。ただし両親のみの場合は3分の1で、兄弟姉妹には遺留分はありません。これまで遺留分を侵害する遺言がなされた場合、侵害された相続人はそのことを知った日から1年以内に、侵害者に対して「遺留分の減殺請求^(げんざいせいしききゅう)」を起こして侵害された物件の返還を請求できましたが、民法(相続法)改正により、2019年7月1日からは侵害された分を直接、金銭で請求する「遺留分侵害額請求」ができるようになりましたので、遺留分侵害額請求対策として生命保険が活用できる機会がさらに拡大しました。

保険料に充てる贈与金額決定のポイント

①基礎控除額を超えた金額が望ましい

贈与金額は、税務当局から贈与事実の心証を得るために、基礎控除額(110万円)を超える金額を贈与します。基礎控除額内の贈与は、贈与税の確定申告がないことから、贈与事実の心証を得ることが難しいかもしれません。

②最低税率の範囲で最大の効果をねらう

基礎控除額ギリギリの110万円の贈与では10年かかっても1,100万円ですから、資産家にとっては効果が薄いといえるでしょう。そこで、一般的には税率構造の最低ライン10%の税率を選んで、その上限である310万円(基礎控除額110万円+200万円)を贈与するケースが多いでしょう。この場合は、贈与税額は20万円、負担税率は約6.5%となります。この金額の範囲内で年払いの保険料を設定しているケースが多いのも事実です。

③直系卑属への贈与は、310万円にこだわらない

直系尊属(親・祖父母)から18歳以上の直系卑属(子・孫)への贈与は、一定範囲の金額については一般への贈与より税率が低くなっていますから、より多くを贈与したい資産家等にとっては、活用可能範囲が広がります。

④相続税、贈与税それぞれの負担税率を比較してみる

贈与金額の目安は、一つには相続財産にかかる相続税の負担税率(相続税総額÷相続財産額×100)よりも贈与税の負担税率(贈与税額÷贈与金額×100)が低い税率であれば、生前に贈与する効果があります。

もちろん贈与税が限りなく少ない金額=基礎控除額の110万円に近い金額であれば、贈与税の負担税率も限りなくゼロに近づきますが、それでは前述のように財産減らし等の効果が十分期待できません。いくら贈与するのが最適かは一概にはいえませんが、配偶者がいない場合には一般的に、相続税の負担税率マイナス5%からマイナス10%ぐらいまでの贈与税負担税率の金額を、贈与の目安とされるとよいと思います。

例えば相続人が子ども2人(配偶者なし)の場合、相続財産が2億円なら相続税の負担税率は16.7%になります。ここから仮に10%引くと6.7%が贈与税の負担税率の目安となります。これを贈与金額に直すと320万円(負担税率6.72%)ということになりますから、そのあたりを目安に検討してみてもいいかもしれません(具体例は47ページ参照)。

⑤相続人への贈与には「持ち戻し」があるので注意

相続が発生すると、被相続人から相続人への贈与(贈与時の価額)が相続財産に「持ち戻し」されて相続税が計算されますから、注意が必要です。

暦年贈与については相続開始前3年以内(注:2024(令和6)年1月1日以降は段階的に7年以内)の贈与が、相続時精算課税制度については開始後すべての贈与財産(2024年1月1日以降の同制度による贈与については基礎控除後の金額)が、持ち戻しの対象となります。詳細は次ページを参照。

もちろん、贈与時点で支払った贈与税は相続税から控除されます。

なお、相続時精算課税制度は一度選択したら暦年贈与には戻せませんし、すべての贈与はその贈与時点での価額でもって相続財産に持ち戻すことになります。

特例納税猶予制度の活用の可否の検討

特例納税猶予制度は、それまでの納税猶予制度(一般措置)に比べて、経営者にとってより活用しやすくなりました(特例納税猶予制度の仕組み等については、『知識で差がつく法人営業プラス 2024年度版』(株式会社シャフト著)を参照ください)。

ただ、すべての経営者にとって使える、あるいは使って有効なものかというとは限りません。自社株の評価額がそれほど高くない会社の経営者にとっては、特例納税猶予を選択してあえて面倒な手続きやフォローの大変さを考えれば、これまでの対策(遺言、納税資金準備や遺産分割対策としての生命保険の活用など)で十分対応できるでしょう。また、すでに自社株の大半を生前贈与等で後継者に渡している場合などもあえて特例納税猶予制度を使う必要はないでしょう。ほかにも特例納税猶予制度の認定要件を満たせなくて、最初から使えない場合も考えられます(例えば先代経営者に突然の相続が起きたときは、後継者を5カ月以内に代表者にしておく必要がありますが、慌ただしい中でそこまで気が回らないことも考えられます)。

その意味で、特例納税猶予制度を利用するには、2026年3月31日までに都道府県知事に申請を出しておき、2027年12月31日までに相続が起きるか、それまでに贈与を行えばよいため、じっくりと考え、特例納税猶予制度を利用したほうがいいのか否かを専門家とともに検討したうえで実行する必要があります。

